レ ン タ バ イ ク 貸 渡 約 款

第1章／ 総 則

第1条(約款の適用)

1. 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動２輪車（以下「レンタルバイク」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章／貸 渡 契 約

第２条(貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタルバイクを引き渡したときに成立するものとします。

第３条(貸渡契約の解除)

1. 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の１に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

第４条(貸渡契約の締結の拒絶)当社は、借受人が次の各号の１に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

（1） 貸し渡しするレンタルバイクの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
（2） 酒気を帯びているとき。
（3） 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈しているとき。
（4） 申し込みに際して定めた運転者とレンタルバイクの引渡し時の運転者とが異なるとき。
（5） 当社規定による条件を満たしていないとき。
（6） その他、当社が適当でないと認めたとき。

第3章／貸 渡 2 輪 自 動 車

第５条(開始日時等)

当社は、開始日時及び借受場所で、定期点検整備を実施したレンタルバイクを貸し渡すものとします。

第６条(貸渡方法等)

1. 当社は、借受人が当社と共同して日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタルバイクに整備不良がないこと等を確認したうえで当該レンタルバイクを貸し渡すものとします。
2. 当社は、前項の確認において、レンタルバイクに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。

第4章／貸 渡 料 金

第７条(貸渡料金)

貸渡料金とは、参加申込金額に含まれています。

第5章／責 任

第８条(借受人の管理責任)

1. 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタルバイクを使用するものとします。
2. 前項の管理責任は、レンタルバイクの引き渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとします。

第９条(禁止行為)

（1） 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタルバイクを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
（2） レンタルバイクを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
（3） レンタルバイクを改造若しくは等、その原状を変更すること。
（4） 公序良俗に違反してレンタルバイクを使用すること。

1. 借受人は、レンタルバイクの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。
2. 本条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがあります。

第10 条(賠償責任)

1. 借受人は、その責に帰する事故によりレンタルバイクに損傷を与えた場合には、当社に対してレンタルバイク修理費を支払うものとします。当社はこの額を料金表に明示します。
2. 前項に定めるほか、借受人は、レンタルバイクを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

第6章／自 動 車 事 故 の 処 置 等

第 11 条(事故処理)

1. 借受人は、レンタルバイクの借受期間中に、当該レンタルバイクに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず次に定めるところにより処理するものとします。
2. 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
3. 当社は、借受人のため当該レンタルバイクに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

（1） 直ちに事故の状況等を当社に報告すること。
（2） 当該事故に関し、第三者と示談又は協定するときは、
あらかじめ当社の承諾を受けること。

第 12 条(故障等の処置等)

1 借受人は、借受期間中にレンタルバイクの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
2. 借受人は、レンタルバイクの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタルバイクの修理に要する費用を負担するものとします。

第8章／返 還

第 13 条(レンタルバイクの確認等)

1. 借受人は、レンタルバイクを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引き渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。
2. 当社は、レンタルバイクの返還に当たって、借受人の立ち会いのうえ、レンタルバイクの状態を確認するものとします。

第 14 条(レンタルバイクの返還時期等)

借受人は、レンタルバイクを借受期間内に返還するものとします。

第 15 条(レンタルバイクが乗り逃げされた場合の処置)

1. 当社は、借受人が借受期間が満了したにもかかわらず前条の返還場所にレンタルバイクの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きをとるものとします。
2. 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタルバイクの所在を確認するものとします。
3. 第１項に該当することとなった場合、借受人は、第１０条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタルバイクの回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとします。

第9章／雑 則

第 16 条(合意管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本支店若しくは営業所所在地を管轄する簡易裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

（1） この約款に違反したとき。
（2） 借受人の責に帰する事由により事故を起こしたとき。

附 則

本約款は、平成21年3月 1 日から施行します。

レンタバイク貸渡同意誓約書

2010 年　　月　　日

大会実行委員長　殿

私は、この用紙に定める貸渡約款の貸渡条件を承諾してレンタルバイクを借受けするものとします。本イベント開催中、万が一発生した事故、破損については、如何なる場合であっても、約款に定める貸渡条件を守ることを同意制約し、下記に署名捺印します。

記

チーム代表者名　　㊞

チーム名

住所

代表者携帯電話

１、 参加者氏名（代表者）　　㊞

２、 参加者氏名　　㊞

３、 参加者氏名　　㊞

４、 参加者氏名　　㊞

５、 参加者氏名　　㊞